



神高監第14-1号
令和3年11月22日

神石高原町議会議長 橋本 輝久 様

神石高原町長 入江 嘉則 様

神石高原町代表監査委員 橋本 龍之

神石高原町監査委員 木野山 孝志

財政援助団体等の補助金等に関する検査の結果について（報告）

このことについて、地方自治法第199条7項の規定に基づき、財政援助団体等に交付された補助金等について検査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

1. 検査の対象

神石高原町仙養ヶ原森林公園
指定管理者 株式会社神石高原ティアガルテン

2. 所管課

政策企画課

3. 検査実施日 令和3年11月22日

4. 検査の結果

- ・基本協定第14条（業務報告書）の提出は、基本協定第7条の規定に基づき、毎年度終了後30日以内に提出を求め、「業務実施状況の確認」を行うこと。
- ・施設の管理業務において、不適切事項には接しなかった。
- ・森林公園内での不法投棄は、発見されなかった。